全 員 協 議 会 資 料 平成30年(2018)3月23日 健康福祉部高齢者福祉課

## 福祉目的の寄附受納について

市内在住高齢者からの遺言による寄附について、相続財産管理人の弁護士から申出があり、平成29年(2017)11月に受納しました。寄附についての内容や経緯は以下のとおりです。

記

- 1. 寄附者 市内在住高齢者 (平成 28 年(2016)1月9日死亡 享年89歳 女性) \*死亡時住所 大社町入南 相続人や身寄りがなく市社会福祉協議会が後見人となっていた方
- 客附内容 福祉目的の寄附
  現金 32,948,293円(平成29年(2017)11月15日入金)
- 3. 経 過
  - H27.12 遺言執行者(司法書士)から、高齢者死亡後の財産について「財産ー切を福祉のため出雲市に遺贈します。」という本人の希望に基づき、市へ寄附をしたい旨の相談があった。

(預貯金 約 2,900 万円、土地 約 640 ㎡、建物 約 111 ㎡ の包括 遺贈。土地、建物は福祉目的に使うことは困難という回答)

- H28. 1 高齢者死亡
- H29.11 相続財産管理人(弁護士)から、不動産を売却し現金化したことにより、再度市に対して寄附の申出があった。 (寄附内容内訳 預貯金分約2,900万円、不動産売却分約400万円)
- 4. 寄附金の活用について

平成 29 年度 (2017) 予算 (3 月補正) で「出雲市障害者・高齢者権利擁護基金」に 積み立て、障がい者及び高齢者の権利擁護施策の経費に充てる。